

第二次京都府戦略的地震防災対策指針及び同推進プランの策定について

1 策定の趣旨

現行指針は平成21年に、また、同指針に基づく推進プランは平成22年に策定し、総合的な地震防災対策に取り組んできたところであるが、平成23年3月の東日本大震災の発生を初めとした社会情勢の変化等に対応するため、今後10年を見据えた新たな指針を策定し、併せてその当初5箇年の推進プランを策定することとする。

2 策定の概要

第二次指針(案)	実施期間	平成27年度～平成36年度（10年間）
	基本理念	地震等の災害に対して、従来の対策を超える徹底した災害対策に迅速に取り組み、府民の暮らしを守る
	減災目標	住宅の耐震化率を95%にする等により、南海トラフ地震及び直下型地震の死者を7割減少させる
	重点的取組事項	<ul style="list-style-type: none"> ・府民の生命と生活を守る ・京都らしさを守る ・地域力を高める
第二次推進プラン(案)	実施期間	平成27年度～平成31年度（5年間）
	個別事業	330事業

3 主な目標 ※（ ）内は目標年度

◆府民の生命と生活を守る

- 住宅の耐震化率95%（H32）
- 防災拠点となる公共施設の耐震化率100%（H35）
- 公立小・中学校の耐震化率100%（H27）

◆京都らしさを守る

- 全市町村で観光客保護対策を推進（H31）
- 京都BCPを推進し、地域や業界で災害の情報共有等の連携を図り、事業継続計画を策定
- 過半数の中堅企業等における事業継続計画の策定（H32）

◆地域力を高める

- 指導者向けの講習会を開催し、防災教育の指導者を育成（年間50人を育成）
- 大規模自然災害発生時の復旧・復興を図るNPO等の取組を支援するシステムを確立（H31）